

「みんなが参画し ともに築く 福祉のまちをめざして」

社会福祉協議会の事業概要について



越谷市社協マスコット
「ハートん」

社会福祉法人

越谷市社会福祉協議会

- 社会福祉法第109条に基づき設置
- 民間団体として社会福祉活動を推進
- 営利を追求しない社会福祉活動団体
- 全国・都道府県・市区町村に設置
- 住み慣れた地域で安心して生活することができる
⇒ 誰もが住みやすいまちづくり
の実現のためさまざまな活動を展開



《市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会》

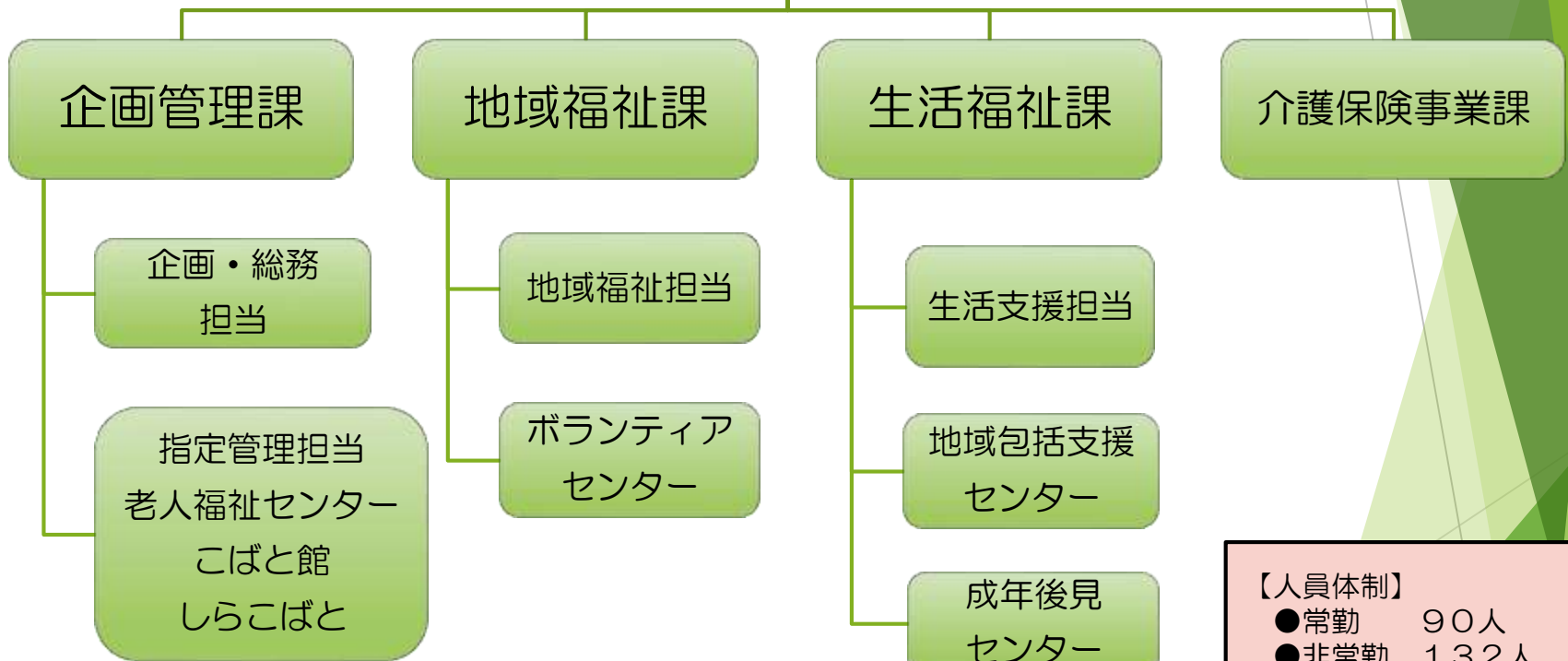
第 109 条

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の2以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 **社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助**
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

越谷市社協 組織図

会長・常務理事・事務局長



【人員体制】

●常勤	90人
●非常勤	132人
合計	222人

人々の生活の変化

- 8050問題、孤立死、ひきこもり
ホームレス、ごみ屋敷、ヤングケアラー
- 高齢者虐待、児童虐待、DV（家庭内暴力）被害
- 子育てが困難な環境
- 情報化社会（SNS）
- 生活困窮（伸びない所得、増える支出）

都市部の課題

- 急速に高齢化が進む住宅街・団地、
単身・低所得世帯の集中する公営住宅
- 近隣との関係が希薄

生活費が…



主な事業のご案内

- 高齢者支援
- 障がい者支援
- 子育て支援
- 経済的支援
- その他（地域福祉の推進）
- ボランティア

全ての事業を紹介する時間がないため、詳しくはホームページや社協だよりをご覧ください。



越谷社協HP



◆高齢者支援 I

- 老人福祉センターの管理運営（市内4カ所）
- 「ふらっと」がもう・おおぶくろの管理運営
- 福祉車両の貸出（障がい）

歩行困難な高齢者や障害者の社会参加を目的に車いすで乗降可能な車の貸出（ガソリン代は実費）

- 車椅子の貸出（一時的に必要とする方、最長6か月）



◆高齢者支援Ⅱ

●紙おむつ等配布事業（子育て、障がい）

在宅で常時おむつを使用しており、世帯全員が非課税

- ①要介護1～5 ②身体障害者1級、2級
 - ③療育手帳①、A ④2歳未満の子どもを養育している
- 年2回配布

●ほほえみサービス（子育て、障がい、ヤングケアラー）

住民相互の助け合いにより、高齢者、障がい者、ヤングケアラー、病気やケガ、産前産後、ひとり親家庭等に対して、在宅支援を目的とした家事支援サービス

1時間 800円



◆高齢者支援Ⅲ

●成年後見センター（障がい）

判断能力が十分でない方の権利と財産を守る「成年後見制度」の相談や利用支援を行います。

●福祉サービス利用援助事業（障がい）

1人で判断することに不安がある方に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行います。

●みまもり・あんしん事業

親族等を頼れない等の理由で、将来に不安を抱える高齢者世帯を対象に定期訪問による確認、日常生活の相談等の「みまもりサービス」を基本とし、「保証人に準ずるサービス」「死後事務手続きサービス」「書類等預かりサービス」を行います。

入会金 10,000円

会費 月5,000円



◆障がい者支援

- 障害者福祉センターこばと館管理運営
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- 障害者ガイドヘルパー派遣

視覚障害1，2級又は下肢・体幹障害1，2級の方の社会参加のための外出支援

- 障害者就労訓練施設しらこばとの管理運営
(就労継続支援B型:定員54人、就労移行支援:定員6人、指定特定相談支援)



◆子育て支援

●子育てサロン

子育て相談・情報提供

サロン（父親、マタニティ）

講座（子育て、親子）・子育て広場

会場：新越谷駅ビル「ヴァリエ」1階

児童館（コスモス・ヒマワリ）

水辺のまちづくり館、「ふらっと」おおぶくろ



●ファミリー・サポート・センター

お子さんの預かりや保育施設までの送迎など
利用会員のニーズに合った提供会員を紹介します。

1時間 700円～1,100円（交通費等は実費）



◆ 経済的支援

● 生活福祉資金貸付（教育支援資金、不動産担保型生活資金）

● 福祉資金貸付

● 歳末たすけあい配分事業

- ・ 援護金の配布
- ・ 図書カード配布
- ・ ランドセル配布
- ・ 小地域福祉活動歳末特定事業への支援

● 石川奨学福祉基金奨学金給与事業

石川清作氏による寄付金の利息を、経済的な理由により修学が困難な生徒に奨学金（月5,000円）として給与する



◆ その他（地域福祉の推進） I

● 福祉推進員の養成

ふれあいサロン(自治会単位等の小地域)の運営
民生委員と連携した地域の見守り活動、福祉活動の推進 等
(福祉推進員…546人)

● ふれあいサロンの支援・運営サポート

市内110か所(高齢82・子育て7・多世代19・介護者1・その他1)



◆ その他（地域福祉の推進） II

● 生活支援体制整備事業

地域活動立ち上げの相談・支援

支え合いについての啓発活動

活動するための場所の紹介

地域における連携の体制づくり（地域支え合い会議）

● 重層的支援体制整備事業

複雑化・複合化した課題を抱える方や世帯を対象



◆その他（地域福祉の推進）Ⅲ

●愛の詩基金事業「社会福祉活動団体等支援事業」

- 対象団体

市内に活動の本拠を有する法人格の団体
（特定非営利活動法人は可）

- 対象事業（非営利の事業）

- ①在宅老人福祉事業
- ②在宅障がい者（児）福祉事業
- ③児童福祉事業
- ④低所得者援護事業
- ⑤ボランティア活動の推進に関する事業
- ⑥その他地域福祉の推進に関する事業

※同じ事業内容は交付を受けた年度から3年を経過しないと申請
できません。

- 事業実施期間

例年6/1～3/31

- 助成額

20万円を上限（ただし、10%の自己資金を有すること）
※助成対象外経費（食料品費、食事代、経常的経費、備品）
があります。



◆ボランティア I

- ボランティア相談
- ジュニアボランティアスクール
- 青少年ボランティアスクール
夏休み期間に、高齢・障がい・保育施設等での福祉体験
- 福祉体験学習の推進
市内小中学校等において、『誰もが住みやすいまちづくり』を目標に福祉教育を実施



◆ボランティアⅡ

●災害ボランティアセンター

大規模な災害が発生した際にボランティアの調整を行います。平成25年の竜巻災害と令和5年台風2号に伴う大雨の際に、活動が行われました。

(依頼件数 101件、ボランティア活動者(延べ) 316人) R5.7.31現在

平時は地区の防災訓練に参加し、災害ボランティアセンターの役割等についてPR活動を行います。

●災害ボランティア登録制度

災害ボランティアとして活動する意欲のある個人又は団体を対象として、事前に登録を行います。



令和5年6月2日台風2号等大雨災害



主役は地域住民

様々な事業を通して、地域住民の皆様と地域福祉の推進を図っています。

